

令和5年度 第5回松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	令和6年3月27日(水) 午後3時00分～午後4時30分
開催場所	松阪市役所 入札室
出席者 (敬称略)	<p>委員長 楠井 嘉行 (三重大学学長顧問/弁護士/博士(医学))</p> <p>副委員長 村田 裕 (前 名城大学法科大学院教授/三重県市町村振興協議会和解あっせん事業運営委員会会長)</p> <p>委員 伊藤 久美子 (三重県私学協会専務理事/博士(法学))</p> <p>委員 横山 賢 (前 三重県建設技術センター常務理事/一級建築士)</p> <p>委員 鏡 大介 (税理士)</p>
事務局	<p>契約監理課長 池内 契約担当主幹 中西</p> <p>調達担当監 柳川 契約係主任 杉</p> <p>調達主幹 内田</p> <p>検査指導担当主幹 茨木</p> <p>検査指導係長 稲森</p>
議題	<p>議題1</p> <p>入札及び契約の状況報告(令和6年1月から令和6年3月分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について <p>議題2</p> <p>抽出事案の審議(横山委員抽出)</p> <p>議題3</p> <p>随意契約に係る意見聴取について</p> <p>その他</p> <p>次回開催日程について</p>

委 員	事 務 局
●入札及び契約の状況報告(令和6年1月から令和6年3月分)	
	<p>・工事の発注状況について</p> <p>第4四半期の入札件数は総計44件。内訳として工事43件、入札中止1件。</p> <p>契約金額は総額3億9,763万5,800円。内訳が工事3億9,763万5,800円、前年と比較し総</p>

	<p>額 9 億 9,264 万 9,800 円の減。減の理由として、昨年度は、同時期に高額な建築工事や下水道工事などの発注によるものである。</p> <p>平均落札率は、全体で 89.66%、内訳として工事が 89.66%、入札平均参加者は、全体で 11.9 社、工事 12.1 社。</p> <p>・指名停止措置の運用状況について</p> <p>この四半期における指名停止は 2 件。</p> <p>①県内にあるスーパー内の ATM での現金補填作業中に現金一千万円を横領したとして、令和 6 年 1 月 19 日に業務上横領容疑で逮捕され、さらに、現金輸送車への積み込み作業中に ATM 現金補填用バッグから現金一千万円を横領したとして、令和 6 年 2 月 8 日に業務上横領容疑で再逮捕された。不正又は不誠実な行為として令和 6 年 3 月 16 日から令和 6 年 5 月 15 日の 2 か月の指名停止の措置を講じた。</p> <p>②相手方は、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことを令和 6 年 3 月 4 日に公表。独占禁止法第 3 条に違反したことは、松阪市建設工事等指名停止措置要領の別表第 2 第 2 号に該当する。このことから令和 6 年 3 月 16 日から令和 6 年 4 月 15 日の 1 か月の指名停止の措置を講じた。</p>
<p>●抽出事案の審議（横山委員抽出）</p>	
<p>この四半期における入札参加者が少数となった案件などの確認をしたい。事務局に説明をお願いしたい。</p>	<p>まず、入札参加少数となった案件。土木一式工事の「中村川桜つつみ公園東屋設置工事」、「準用河川中川浚渫工事」、舗装工事の「喜多村新田排水機場場内整備工事」は、5 社未満の参加者であったが最低制限価格での応札であり競争性は確保されたものとする。</p> <p>次に「松阪市公共下水道事業污水管渠地震対策化工事」、「松阪公園防犯カメラ設置工事」。前回の定例会で入札不調案件として報告してい</p>

<p>それでは、私が注目した案件で確認したい。</p> <p>最低制限価格を下回る応札がある。積算参考資料等を多く公表され、積算しやすい状況であるが、入札参加が初めての業者なのでしょうか。</p> <p>あと1点。今年度の総括的な意見を述べたい。</p> <p>昨年度は、最低制限価格を算出するにあたりランダム係数を設定されていた。ランダム係数が高く設定されると、最低制限価格を下回り事象が発生し、入札に意欲がある業社が失格するケースがあった。今年度は最低制限価格で並び電子くじによる落札候補者を決定することが多かった。このくじ引きが良いか悪いかという議論もあると思うが、電子くじを導入されたことにより、同額で応札された業者が来庁することなく、スピーディーにかつ手間をかけずに落札者を決定できることはひとつの進歩と感じる。それにより、公</p>	<p>る。今期、改めて発注を行い、それぞれ落札者を決定した。落札者の決定については最低制限価格と同額となり電子くじにて決定。</p> <p>最後に「鎌田中学校屋内運動場外壁等改修工事」。本市の「最低制限価格の運用」において、最低制限価格の範囲を75%～92%としている。その範囲を超えたことで上限額の92%で最低制限価格を設定した案件である。</p> <p>入札不調について</p> <p>「粥見小学校屋内運動場外壁等改修工事」は、入札参加者全社が「最低制限価格」を下回ったため入札不調となった。</p> <p>過去から主に土木一式工事や舗装工事において入札参加されている業者であり、本市の入札制度を十分理解されている業者であると思う。</p>
--	--

<p>平性や透明性が保たれていると思います。</p>	
<p>●随意契約締結に係る意見聴取について</p>	
<p>委員</p>	<p>事務局</p>
<p>続いて、この四半期の随意契約について対象案件を事務局から説明されたい。</p> <p>委員会としての意見</p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものと考えるが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p> <p>.....</p> <p>委員会としての意見</p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものと考えるが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p>	<p>今期対象の随意契約は 35 件。新規案件について重点的に説明する。</p> <p>(・・・新規案件のみ記載・・・)</p> <p>① 戸籍クラウドハードウェア賃貸借</p> <p>現行のシステムは平成 16 年 11 月より利用しており、平成 21 年度、26 年度、令和元年度にそれぞれ随意契約において機器及びシステムの更新を行っている。現行契約が令和 6 年 11 月 30 日で満了することから、機器の更新を行うもの。戸籍届の入力や戸籍証明書の交付を行うといった日常業務に支障がきたさないよう限られた日数のなかで機器の更新するには、市に実際に納入する前にシステム業者による初期設定や稼働テストが必要になり、その設定作業の費用や搬入費用が分離発注の場合、別途必要になることや、機器納入時や納入後に障害が発生した際の案件の切り分けが明確になることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するため、随意契約にて契約を締結した。</p> <p>.....</p> <p>② 松阪市庁舎宿直業務及び駐車場空車案内等業務委託</p> <p>高年齢者等の雇用の安定等に関する法律により、高年齢者の職業生活の充実や福祉の増進に資するため、短期的なものや軽易な業務に係る就業の機会を提供するにあたり契約相手方の活用を図っている。</p> <p>当委託業務は、本庁舎を利用する駐車場の案内や宿直業務であり、短時間で軽微であり、高</p>

<p>.....</p> <p>委員会としての意見</p> <p>・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p> <p>・ 継続案件についても随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p>	<p>年齢者にも履行可能な業務であるため自治令第167条の2第1項第3号により随意契約を締結した。</p> <p>.....</p> <p>③浸出水処理施設運転管理業務委託</p> <p>機器設備の設置メーカーと運転業務を担う業者が同じであることは、放流水が法定基準値等を超える事故が発生した場合、当該事故が人為的若しくは機器設備の保守点検上であるかを問わず、責任の所在を明確にすることが可能となります。これらのことを踏まえ、技術的及び知識的な優位性並びに事故対応の一貫性による安全性や改善に要する時間的優位性を考慮し、機器設備を開発したメーカーに管理業務を委ねることが相当であることから、随意契約を締結した。適用条項は自治令第167条の2第1項第2号。</p>
<p>●その他</p>	
	<p>令和5年度の意見具申について</p> <p>今年度審議した内容を踏まえて、令和5年度の意見書を取りまとめていく。</p> <p>第1回目の臨時会を令和6年4月15日（月）15時30分から開催する。</p>